

# 定期預金の中途解約一覧表

令和2年5月現在

## 1. 自由金利型定期預金（スーパー定期） ※小数点第4位以下は切り捨て

預入期間	約定期間別中途解約掛目			
	1ヵ月以上 3年末満の預金	3年以上 4年末満の預金	4年以上 5年末満の預金	5年以上の預金
6ヵ月末満	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率	普通預金利率
6ヵ月以上 1年末満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上 1年6ヵ月末満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%
1年6ヵ月以上 2年末満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上 2年6ヵ月末満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%
2年6ヵ月以上 3年末満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%
3年以上 4年末満	——	約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%
4年以上	——	——	約定利率×90%	約定利率×90%

※ただし、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合には、解約日における普通預金利率を適用します。

## 2. 自由金利型定期預金（大口定期預金） ※小数点第4位以下は切り捨て

1ヵ月末満	次の算式により計算した利率のうち最も低い利率を適用します。 ただし、Cは0%を下限とします A. 解約日における普通預金利率 B. 約定利率－約定利率×30% C. $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ ★約定利率→証書、通帳に記載されている利率 ★基準金利→解約日にこの預金の元金を当初約定の満期日まで新たに預入するとした場合その預入の際適用される店頭表示の利率
1ヵ月以上	上記のBおよびCの算式で計算した利率のうち低い利率を適用します。 ただし、Cは0%を下限とします なお、中間利払い後に中途解約があった場合は、中間利払済の利息額と中途解約利息との差額を清算します

## 3. 期日指定定期預金（中途解約利率を適用し、1年複利で計算）※小数点第4位以下は切り捨て

預入期間	約定期間別中途解約掛目
6ヵ月末満	解約日における普通預金利率
6ヵ月以上 1年末満	2年以上利率×40%
1年以上 1年6ヵ月末満	2年以上利率×50%
1年6ヵ月以上 2年末満	2年以上利率×60%
2年以上 2年6ヵ月末満	2年以上利率×70%
2年6ヵ月以上 3年末満	2年以上利率×90%

※ただし、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合には、解約日における普通預金利率を適用します。

## 4. 変動金利定期預金 ※小数点第4位以下は切り捨て

預入期間	約定期間別中途解約掛目	
	2年の預金	3年の預金
6ヵ月末満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上 1年末満	約定利率×50%	2年以上利率×40%
1年以上 1年6ヵ月末満	約定利率×70%	2年以上利率×50%
1年6ヵ月以上 2年末満	約定利率×70%	2年以上利率×60%
2年以上 2年6ヵ月末満	——	2年以上利率×70%
2年6ヵ月以上 3年末満	——	2年以上利率×90%

※ただし、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合には、解約日における普通預金利率を適用します。